

酒 税 率 一 覧 表 (平成 18 年 5 月 1 日～)

1. 酒税法第 23 条関係

酒 類 の 区 分	アルコール分等	1 kℓ 当 たり 税 率	
○発泡性酒類 (基本税率)			
ビール		220,000円	
発 泡 酒	麦芽比率50%以上	220,000円	
	麦芽比率25%以上	178,125円	
	麦芽比率25%未満 } アルコール分 10 度未満	134,250円	
その他の発泡性酒類	上記以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの (注)	80,000円	
○醸造酒類 (基本税率)			
清 酒		120,000円	
果 実 酒		80,000円	
その他の醸造酒		140,000円	
○蒸留酒類 (基本税率)			
	21度以上	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算	
	21度未満	200,000円	
連続式蒸留 しょうちゅう	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
			単式蒸留 しょうちゅう
			原料用アルコール
ウイスキー ブランデー スピリッツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
○混成酒類 (基本税率)			
	21度以上	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算	
	21度未満	220,000円	
合成清酒		100,000円	
みりん		20,000円	
甘味果実酒 リキュール	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
粉末酒		390,000円	
雑酒	みりん類似	20,000円	
	21度以上 21度未満	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	

(注) 「その他の発泡性酒類」に該当することとなる「ホップ又は苦味料を原料とした酒類」については、次のものに限る (エキス分が2度以上のものに限る。)

- 1 糖類、ホップ、水、大豆たんぱく及び酵母エキスを原料として発酵させたもの
- 2 糖類、ホップ、水、大豆ペプチド、酵母エキス及びカラメルを原料として発酵させたもの
- 3 糖類、ホップ、水、エンドウたんぱく及びカラメルを原料として発酵させたもの
- 4 糖類、ホップ、水、エンドウたんぱく、水溶性植物繊維及びカラメルを原料として発酵させたもの
- 5 糖類、ホップ、水、コーンたんぱく分解物、コーン、酵母エキス、醸造アルコール、食物繊維、香味料、クエン酸カリウム及びカラメルを原料として発酵させたもの
- 6 発泡酒にスピリッツ (小麦又は大麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものに限る。)を加えたもの

2. 租税特別措置法第 87 条の 2 関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分 13 度未満のもの (リキュールについては 12 度未満のもの) については、1 の表にかかわらず、次表の税率を適用。

品 目	アルコール分等	1 kℓ 当 たり 税 率
連続式蒸留 しょうちゅう	9 度以上13度未満 9 度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算 80,000円
単式蒸留 しょうちゅう		
ウイスキー		
ブランデー		
スピリッツ		
リキュール		